

第 15 回延岡市農業委員会会議録

(平成 30 年 8 月 28 日)

1. 開催日時 平成30年8月28日(火) 午前9:30から
2. 開催場所 本庁舎 5階 災害対策本部室
3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1		2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11	吉本尚人	12	田口正幸
13		14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	松田純二	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	
13	岩切健	14	緒方武彦	15	
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	山本光公	20	矢野政治	21	赤木常信
22		23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 99 号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について
議案第 100 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について
議案第 101 号 農地買受適格証明願いについて
議案第 102 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・市)
議案第 103 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・JA)
議案第 104 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)

- 報告第 50 号 農地法第4条届出について
報告第 51 号 農地法第5条届出について
報告第 52 号 農地買受適格証明願いについて (法第5条届出)
報告第 53 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 54 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 協議第 19 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	甲斐 祐逸	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主 査	黒木 政良	主任主事	興梠 康大	北方産業建設課 主 事	甲斐 伊織
北川産業建設課 専門主事	宮野 豊	総合農政課 主任主事	市來 幸司		

8. 会議の概要

<p>議長 (甲斐副会長)</p>	<p>皆さんおはようございます。 会長が議会出席のため欠席しておりますので、延岡市農業委員会規則第 16 条により代理でわたくしが議長を務めさせていただきます。心配をしておりました台風 19 号、20 号につきましては延岡をそれ、大きな被害が出ることはありませんでした。このまま何事もなく実りの秋を迎えることができればと思っているところでもあります。 先日は、JA 延岡の方で家の光大会がありました。その中で井本委員、柳田委員、佐藤委員、安藤委員並びに事務局の佐藤補佐に農業委員会の活動に関する寸劇をしていただきました。劇中で佐藤補佐が、農業委員会の許可を得ずに農地を無償で貸していると 20 年経過時に時効取得される可能性がある旨話したところ、会場からざわめきがおこりました。このようなことを農家の方々に周知していくことも我々の仕事かと感じたところでございます。 それでは、ただ今より第 15 回定例農業委員会総会を開催したいと思います。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。 本日は委員総数 19 名中 17 名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。本日の議事録署名委員は、委員番号 6 番 織田竜二委員と委員番号 12 番 田口正幸委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 99 号の農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定についてから議案第 104 号 農用地利用集積計画の決定について（中間管理機構分）まで議案 6 件、報告案件が 5 件、協議案件が 1 件となっています。 それでは議案第 99 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定について提案いたします。 整理番号 1 番の説明を委員番号 13 番 松田宗史委員となっておりますが欠席しておりますので農地利用最適化推進委員の松田純二委員よりお願いいたします。</p>
<p>松田推進委員</p>	<p>推進委員の松田です。本日は担当の松田宗史委員が出席できませんので、代わって私が説明させていただきます。それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は佐野町で田が 19 筆、畑が 1 筆の合計 8,040 m²です。貸人は佐野町在住の方、借人も佐野町の方で、親子関係になります。契約期間は 10 年間で、経営状況は 8,040 m²。労力人は 3 人で、申請理由は後継者への経営移譲となっています。8 月 23 日に現地調査を行い、地域との調和要件については問題ありませんでした。後継者である娘に経営移譲するということで今回の申請に至ったとのことで、問題無いと判断しました。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号 2 番について委員番号 6 番 織田竜二委員よりお願いいたします。</p>
<p>織田委員</p>	<p>委員番号 6 番の織田です。整理番号 2 番について説明します。農地の所在は舞野町で畑 1 筆の 466 m²です。貸人、借人ともに舞野町在住の方で、借人の経営状況は 2,628 m²。労力人は 2 人。申請理由は農業経営規模拡大となっています。8 月 25 日に私と山本推進委員で現地を調査いたしました。地域との調和要件等何も問題ございませんでしたので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>

議 長	つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みです。整理番号2番の面積要件につきましては、本申請の許可により本市の別段面積を超えるので、2件とも問題ありません。第7号につきましては、ただ今、松田委員と織田委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第100号 農地法第3条の規定による所有権の移転について提案いたします。 整理番号1番について委員番号6番 織田竜二委員より説明をお願いいたします。
織田委員	委員番号6番の織田です。整理番号1番についてご説明します。農地の所在は舞野町で田が2筆の816㎡です。譲受人は譲渡人の孫にあたり、申請理由は後継者への経営移譲です。譲受人は先程の議案第99号整理番号2番案件と同一人物ですので、経営状況は2,628㎡、労力人は2人となります。8月25日に私と山本推進委員で現地を調査いたしました。地域との調和要件等何も問題ございませんでしたので、皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	整理番号2番について委員番号2番、わたくし甲斐が説明いたします。 委員番号2番の甲斐です。整理番号2番についてご説明いたします。農地の所在は野田町で、畑が1筆の115㎡です。譲渡人は野田町在住の方で、譲受人は野田3丁目在住の方です。8月26日に山田推進委員と現地調査を行いました。今回の申請地は譲受人が所有する土地に隣接しており、営農上都合が良いとのことでした。地域との調和要件につきましては、何ら問題無いと判断しております。ご審議の程よろしく申し上げます。 続きまして、整理番号3番について委員番号11番 吉本尚人委員より説明をお願いいたします。
吉本委員	委員番号11番の吉本です。整理番号3番についてご説明いたします。農地の所在は北方町で畑2筆の880㎡です。譲渡人、譲受人ともに北方町の方で、譲受人の経営状況は3,833㎡。労力人は2人。申請理由は農業経営規模拡大です。8月26日に譲受人と推進委員の福谷さんと私で現地調査を行いました。申請地は柿や梅が植えられて手入れ

	<p>されていましたが、譲渡人が高齢であり、譲受人が隣接地を所有することから今回の申請となったようです。譲受人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題無いと判断しました。また、地域との調和要件についても問題ありませんでした。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みです。整理番号1番につきましては先程の議案第99号整理番号2番案件の許可により面積要件を充たしていますので、3件とも問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第101号 農地買受適格証明願いについて提案いたします。整理番号1番について委員番号2番 わたくし甲斐が説明いたします。</p> <p>では整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は天下町で畑が1筆の218㎡です。申請人は天下町在住の方で、経営状況は6,580㎡。労力人は3人で、申請理由は農業経営規模拡大です。所有者につきましては議案書に記載のとおりです。8月26日に私と山田推進委員で現地調査を行いました。申請者は農業に従事しており、地域との調和要件についても問題無いと判断しましたので、皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今甲斐壽徳委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>

委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 102 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第 102 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について整理番号 1 番を説明いたします。議案書は 8 ページとなります。貸し人は稲葉崎町 3 丁目に在住の男性の方で借り人も同じく稲葉崎町 3 丁目在住の男性の方です。農地の所在は稲葉崎町 2 丁目で田が 2 筆の計 1,011 m ² です。契約内容は 5 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 103 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。 なお、整理番号 8 番と 9 番については、委員番号 10 番 片伯部芳徳委員と委員番号 8 番 高橋正二委員にそれぞれ関連がございますので退室後の審議となります。 それでは事務局より整理番号 1 番から 7 番について説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第 103 号の整理番号 1 番から 7 番について説明いたします。議案書は 10 ページから 11 ページとなります。農地の所在、貸し人、借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで、契約内容は 3 年間から 6 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして整理番号 8 番について審議いたします。片伯部芳徳委員は退室をお願いいたします。

	(片伯部芳徳委員退室)
議 長	それでは事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 103 号 整理番号 8 番について説明いたします。議案書は 11 ページとなります。貸し人は二ツ島町在住の女性の方で借り人は浜町在住の男性の方です。農地の所在は二ツ島町で田が 8 筆の計 1,962 m ² です。契約内容は 6 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委 員	異議なし。
事 務 局	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。片伯部芳徳委員の入室をお願いいたします。
	(片伯部芳徳委員入室)
議 長	続きまして整理番号 9 番について審議いたします。高橋正二委員は退室をお願いいたします。
	(高橋正二委員退室)
	それでは事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 103 号の整理番号 9 番について説明いたします。議案書は同じく 11 ページとなります。貸し人は旭ヶ丘 4 丁目在住の女性の方で、借り人は下伊形町の農業法人です。農地の所在は下伊形町で田が 1 筆の 581 m ² です。契約内容は 5 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。高橋正二委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(高橋委員入室)</p> <p>続きまして議案第 104 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 104 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は 13 ページから 23 ページとなります。貸し人の詳細については議案書に記載のとおりで借り人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は 5 年間若しくは 10 年間の賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第 50 号 農地法第 4 条届出についてです。この案件は自己所有の農地の転用です。議案書の 25 ページに記載されております。1 件の届出があり、畑が 1 筆の 420 m²の転用となっています。</p> <p>続きまして報告第 51 号農地法第 5 条の届出です。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権を伴った農地転用です。議案書の 27 ページから 28 ページに記載されております。全部で 13 件の届出があり、田が 4 筆の 843 m²、畑が 15 筆の 5,375.56 m²、合計 19 筆の 6,218.56 m²の転用となっています。</p> <p>続きまして報告第 52 号 買受適格証明願 (農地法第 5 条) についてです。この案件は市街化区域内で競売にかかった農地を転用して使用するための届出となっています。1 件の届出があり畑が 1 筆の 82 m²となっています。</p> <p>私からの報告は以上です。</p> <p>引き続き事務局から報告第 53 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。この案件は合意解約です。議案書の 32 ページから 35 ページに記載されております。20 件の届出があり田が 68 筆の 32,275 m²となっています。</p> <p>続きまして報告第 54 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の 37 ページから 38 ページに記載されております。</p>

<p>議 長</p>	<p>6件の届出があり、田が16筆の5,834.30㎡、畑が24筆の6,383.91㎡、40筆の合計12,218.21㎡となっています。内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。</p> <p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>ありませんか。</p> <p>無いようなので続いて協議第19号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
<p>総 合 農 政 課</p>	<p>総合農政課より協議第19号 農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。先程議案第104号で審議された利用集積計画について、田231筆、90823.87㎡につきまして受け手2名への配分を検討しております。今回の案件につきましては、すべて重点実施地区内での集積計画及び配分計画（案）となっています。以上になります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。</p> <p>ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようなので以上を持ちまして第15回 定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">次回定例農業委員会 9月28日（金） 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

副会長 甲 斐 壽 徳

6 番 織 田 竜 二

12 番 田 口 正 幸